

和歌山地方最低賃金審議会

和歌山県最低賃金専門部会（第1回）資料目次

- 1 和歌山県最低賃金専門部会委員名簿（令和7年7月）
- 2 和歌山地方最低賃金審議会専門部会運営規程
- 3 生活保護と最低賃金の比較の計算方法について
- 4 最低賃金改定による未満率と影響率一覧表（令和6年）
- 5 中小企業の生産性向上等に係る支援策における助成金の実績
（和歌山県）
- 6 （参考）和歌山県最低賃金の改正決定に関する報告書（令和6年）

和歌山地方最低賃金審議会
和歌山県最低賃金専門部会委員名簿

令和7年7月29日現在

区分	氏 名	所 属 又 は 職 業
公益 代表	岡 田 真 理 子	和歌山大学経済学部
	廣 谷 行 敏	弁護士
	本 庄 麻 美 子	和歌山大学経済学部
労働 者代 表	北 道 剛 士	JEC連合和歌山地方連絡会
	芝 池 雅 生	UAゼンセン和歌山県支部
	濱 地 正 由	日本労働組合総連合会和歌山県連合会
使用 者代 表	河 野 真 也	和歌山県中小企業団体中央会
	児 玉 征 也	和歌山県経営者協会
	船 富 由 紀	和歌山県商工会連合会

[50音順]

和歌山地方最低賃金審議会専門部会運営規程

(規程の目的)

第1条 この規程は、和歌山地方最低賃金審議会に設置する専門部会の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令並びに和歌山地方最低賃金審議会運営規程に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(会議の招集)

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、和歌山労働局長（以下「局長」という。）又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。ただし、第1回会議は局長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(委員の欠席)

第3条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知するものとする。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知するものとする。

(会議における発言)

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第6条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報 告)

第7条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、和歌山地方最低賃金審議会会長に報告するものとする。

(雑 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

(附 則)

この規程は平成20年8月12日から施行する。

一部改正 令和元年8月1日

一部改正 令和3年7月27日

生活保護と最低賃金の比較の計算方法について
(生活保護及び最低賃金は令和5年度のデータを使用)

和歌山労働局 賃金室

I 前提

- 若年単身 → 生活保護基準では18～19歳・単身世帯
- 和歌山の場合

・ 冬季加算地区	→	VI区	
・ 県内級地別人口	→	2 級地－1 :	356, 729 人
		3 級地－1 :	391, 578 人
		3 級地－2 :	174, 277 人
		計	922, 584 人
※令和2年国勢調査（人口等基本集計）による市町村別の人口			

II 生活保護

(1) 生活扶助基準（令和5年度）

① 第1類費＋第2類費（冬季加算を除く）

第1類費及び第2類費の合計の人口加重平均を求めると
$$\begin{aligned} & (72,430 \text{ 円} \times 356,729 \text{ 人} + 70,080 \text{ 円} \times 391,578 \text{ 人} \\ & \quad + 67,740 \text{ 円} \times 174,277 \text{ 人}) \div 922,584 \text{ 人} \\ & = \underline{70,546.6\cdots \text{ 円}} \quad (1 \text{ 円未満四捨五入せず}) \end{aligned}$$

② 第2類費のうち冬季加算（1か月平均）

和歌山においては、11月から3月まで月額2,630円支給されるので、
月平均を算出する。
$$2,630 \text{ 円} \times 5 \div 12 = \underline{1,095.8\cdots \text{ 円}} \quad (1 \text{ 円未満四捨五入せず})$$

③ 期末一時扶助費（1か月平均）

級地別の期末一時扶助費（1か月平均）
$$\begin{aligned} 2 \text{ 級地－1} \quad & 12,880 \text{ 円} \times 1 \div 12 = 1,073.3\cdots \text{ 円} \\ & \hspace{15em} (1 \text{ 円未満四捨五入せず}) \\ 3 \text{ 級地－1} \quad & 11,610 \text{ 円} \times 1 \div 12 = 967.5\cdots \text{ 円 (同上)} \\ 3 \text{ 級地－2} \quad & 10,970 \text{ 円} \times 1 \div 12 = 914.1\cdots \text{ 円 (同上)} \\ & (1,073.3\cdots \text{ 円} \times 356,729 \text{ 人} + 967.5\cdots \text{ 円} \times 391,578 \text{ 人} \\ & \quad + 914.1\cdots \text{ 円} \times 174,277 \text{ 人}) \div 922,584 \text{ 人} \\ & = \underline{998.3\cdots \text{ 円}} \quad (1 \text{ 円未満四捨五入せず}) \end{aligned}$$

最低賃金改定による未満率と影響率一覧表

(令和6年6月に実施した最低賃金に関する基礎調査結果による。)

和歌山県最低賃金(改定前929円・改定後980円) (単位: %)

業 種	産業分類	事 業 所 規 模					
		1～9人		10～29人		30～99人	
		未満率	影響率	未満率	影響率	未満率	影響率
E 製造業							
「食料品」・「飲料・たばこ・飼料」製造業	E09、E10	3.7	63.0	4.3	35.5	0.4	25.8
繊維工業	E11	2.9	57.1	9.0	28.2	0.0	12.0
「木材・木製品」・「家具・装備品」製造業	E12、E13	5.6	11.1	0.0	39.4	0.0	0.0
パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業	E14、E15	11.1	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0
プラスチック製品製造業	E18	0.0	75.0	0.0	5.6	6.1	21.2
鉄鋼業(産別最賃適用業種を除く。)、 「非鉄金属」・「金属製品」製造業	E22～E24(E221～E224を除く。)	0.0	0.0	0.0	11.5	1.8	8.9
電子部品・デバイス・電子回路製造業、 「はん用」・「生産用」・「業務用」・ 「電気」・「情報通信」・「輸送用」機械器具製造業	E25～E31	5.1	17.9	0.0	8.6	0.0	0.0
上記以外の製造業 その他の製造業	E32、 E16～E17、 E19～E21	1.6	17.5	0.0	23.4	0.0	1.3
G 情報通信業							
新聞業、出版業	G413、G414	0.0	0.0	0.0	5.1	0.0	15.9
I 卸売業、小売業							
卸売業	I50～I55	2.7	9.1	4.7	10.5		
小売業(特定最賃適用業種を除く。)	I56～I61 (I561を除く。)	2.4	34.3	0.2	50.0		
L 学術研究、専門・技術サービス業							
学術研究、専門・技術サービス業	L71～L74	0.0	9.7	0.0	4.8		
M 宿泊業、飲食サービス業							
宿泊業	M75	0.0	44.4	0.0	2.8		
飲食サービス業	M76、M77	2.2	44.0	0.0	27.0		
N 生活関連サービス業、娯楽業							
生活関連サービス業、娯楽業(下記の生活関連サービス業、 娯楽業を除く。)	N78(N781～N783を除く。) ～N80	0.0	23.5	0.0	18.4		
洗濯業	N781	0.0	23.1	0.0	0.0		
理容業、美容業	N782、N783	5.9	19.6	0.0	0.0		
P 医療、福祉							
医療業	P83	0.6	14.4	0.5	8.5		
社会保険・社会福祉・介護事業	P85	0.4	8.6	0.0	8.4		
R サービス業(他に分類されないもの)							
サービス業(他に分類されないもの)(下記のサービス業を除く。)	R88～R95(R922、R923を除く。)	0.0	7.8	0.0	19.0		
建物サービス業	R922	0.0	33.3	0.0	10.5		
警備業	R923	0.0	29.4	0.0	0.0		
特定最低賃金							
鉄鋼業(改定前1050円・改定後1103円)	E221～E224	1～9人		10～29人		30～99人	
		0.0	0.0	0.9	1.9	0.0	6.1
百貨店、総合スーパー(改定前929円・改定なく県最賃980円)	I561	50～99人		100人～			
		0.0	60.0	0.0	28.6		

- ・未満率は、支払われている賃金額が改定前の最低賃金額に満たない労働者の比率。
- ・影響率は、支払われている賃金額が改定後の最低賃金額までに引上げる必要のある労働者の比率。
- ・「0」の表示は、提出のあった調査票においては、最低賃金の影響を受ける労働者が存在しなかったもの。

中小企業の生産性向上等に係る支援策における助成金の実績（和歌山県）

名 称	年 度	応募・申請件数（件）	実績（件）	執行額（百万円）
業務改善助成金	令和４年度	98	85	67.3
	令和５年度	197	176	173.7
	令和６年度	277	226	296.3
	令和７年度（６月末まで）	54	0	（予定）49.5
働き方改革推進支援助成金（令和元年度名称：時間外労働等改善助成金）	令和４年度	96	80	59.5
	令和５年度	51	43	35.7
	令和６年度	64	48	55.3
	令和７年度（６月末まで）	9	0	（予定）6.7
キャリアアップ助成金	令和４年度	536	403	298.1
	令和５年度	475	436	325.8
	令和６年度	725	591	349.8
	令和７年度（６月末まで）	323	114	61.1
人材開発支援助成金 ※特定訓練コース、一般訓練コース、教育訓練休暇付与コース、特別育成訓練コース（令和5年4月1日から特定訓練・一般訓練・特別育成訓練は、人材育成支援コースに統合）	令和４年度	206	164	33.6
	令和５年度	188	170	37.9
	令和６年度	183	156	23.9
	令和７年度（６月末まで）	26	19	2.1
人材確保等支援助成金 ※人事評価改善等助成コース（令和４・５年度休止、令和6年度再開し廃止。）、設備改善等支援コース（令和2年度限りで廃止）、テレワークコース	令和４年度	1	1	0.8
	令和５年度	0	0	0
	令和６年度	0	0	0
	令和７年度（６月末まで）	0	0	0



令和6年8月5日

和歌山地方最低賃金審議会

会長 廣 谷 行 敏 殿

和歌山地方最低賃金審議会

和歌山県最低賃金専門部会

部会長 廣 谷 行 敏

和歌山県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年7月9日、和歌山地方最低賃金審議会において付託された和歌山県最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

なお、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和4年10月1日発効の和歌山県最低賃金（時間額889円）は、令和4年度の和歌山県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

また、今回の答申に当たっては、経営環境や物価の上昇等を考慮し、和歌山県最低賃金の改正が中小企業・小規模事業者に与える影響が大きくなっていることを踏まえ、

政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施すること

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求めるとともに、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や省力化投資の補助等による支援の強化に取り組むこと

特に、業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、キャリア

アップ助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を図ること

いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むこと

政府方針を踏まえて和歌山地方最低賃金審議会においても、隣接府県との格差が広がらないよう地域間格差の縮小に取り組むこと

を公益代表委員の見解として強く要望する。

おって、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	岡田 真理子	廣谷 行敏	本庄 麻美子
労働者代表委員	北道 剛士	澤井 知博	濱地 正由
使用者代表委員	児玉 征也	中島 寛和	船富 由紀

(五十音順)

和歌山県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

和歌山県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 9 8 0 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和 6 年 1 0 月 1 日

和歌山県最低賃金と生活保護との比較について

1 和歌山県最低賃金

- (1) 件 名 和歌山県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間給 889 円
- (3) 発 効 日 令和 4 年 10 月 1 日

2 生活保護水準者

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 4 年度
- (3) 生活保護水準（令和 4 年度）
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費）の和歌山県内人口
加重平均に住宅扶助の実績額を加えた金額（94,405 円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の（2）に掲げる金額の 1 箇月換算額（註）と上記 2 の（3）に掲げる金額と比較すると和歌山県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註） 1 箇月換算額

$889 \text{ 円 (和歌山県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1 箇月平均法定労働時間数)}$
 $\times 0.807 \text{ (※可処分所得の総所得に対する比較)} = 124,688 \text{ 円}$

※ 令和 4 年度の地域別最低賃金額の最低額 853 円で 173.8 時間働いた場合の
税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率